

(別添)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成15年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分(対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量)の考え方について(案)」に寄せられた意見に対する考え方・対応

1. 算出方法(対象業種を営む事業者からの排出量)の概要

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>対象業種の事業所数の都道府県比率ではなく、対象業種の事業所数から届出事業所数を差し引いた「業種別・物質別裾切以下事業所数」の都道府県比率で推計するべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>都道府県により届出事業所数は異なる。また、届け出している事業所の割合も異なる。対象業種の事業所数では、これが反映されない。そこで、対象業種の事業所数から届出事業所数を差し引いた事業所数を用いる方が実態にあっているのではないかと考える。「業種別・物質別裾切以下事業所数」は、「業種別の事業所数」に「業種別・物質別事業所化学物質取扱比率」を乗じた「業種別・物質別化学物質取扱事業所数」から「業種別・物質別届出事業所数」を差し引いたものである。</p>	1	<p>御意見については、原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>パラメータのひとつである業種別・対象化学物質別の事業所化学物質取扱比率は、都道府県毎の地域差を考慮できるだけの情報が得られていないため、全国一律として取り扱っています。</p> <p>当該パラメータを前提とした業種別・物質別化学物質取扱事業所数から都道府県毎の届出事業所数を差し引いたとしても、推計精度の向上につながるものではないと考えます。</p>